

宮崎産業経営大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

宮崎産業経営大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、宮崎産業経営大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする」と明確に定められており、その個性・特色は、各学部・学科の教育目的等に適切に反映されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、ホームページ、大学案内への掲載などさまざまな方法や機会を通して学内外に周知され、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。また、教育研究組織は、大学の使命・目的に沿って適切に構成されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、明確に定められており、その方針に沿った各種の入学選抜が行われ入学定員の確保に努めている。

教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき体系的に編成され、教授方法の工夫、教員と職員の協働などによる学修及び授業支援が行われている。

単位認定及び卒業認定の基準は、学則で明確に定められ厳正に適用されている。

社会的・職業的自立に関する指導体制は、4年間にわたる必修科目「進路研究演習（Cナビ）」の配置、課外における「Sun18°塾（学内塾）」の設置など教育課程内外に充実した体制が整備されている。教育目的の達成状況の把握や評価は、「FD検討委員会」や「進路研究演習運営委員会」が実施する授業評価アンケートなどにより実施され、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた取組みが行われている。また、学生部委員会と学生支援課を中心として学生生活を支援するための組織や制度が整備されている。

大学の教育目的及び教育課程に必要な教員数は設置基準を満たしており、教員の資質・能力向上に資する制度が整備されている。また、校地・校舎の面積は設置基準を充足し、図書館等の教育環境も整っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は、「学校法人大淀学園寄附行為」等の諸規則に基づき維持されており、事業計画と事業報告の策定によるPDCAサイクルを確立し、使命・目的の実現に向けた取組みが行われている。また、法令を遵守し、教育情報・財務情報の公表も適切に行われている。

理事会は、適切に運営され、常務委員会を設置し、法人と大学とのコミュニケーション及び意思決定の円滑化が図られている。学長の権限と責任は、「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」に明確に規定されており、「学長室」を設置するなど学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を整備している。また、評議員会及び監事監査は、適切に行われており、ガバナンスが機能している。

法人及び大学の業務執行に必要な事務組織は適切に整備され、職員の資質・能力向上に向けた取組みを行っている。

安定した財務基盤が確立されており、収支バランスの確保に努めている。

会計処理は、学校法人会計基準などにに基づき適正に処理され、会計監査も厳正に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、学則に規定するとともに、「宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱」を定め、「自己点検・評価運営委員会」を設置し、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果をホームページに掲載し社会に公表している。

自己点検・評価結果の活用については、更に組織的な取組みの強化に向けて検討を進めている。

総じて、「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」という建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究及び管理運営の制度・組織等を整備し運営しており、宮崎県内で唯一の社会科学系大学として更に発展し、ますます地域社会に貢献し、その中核的人材の育成に寄与することが期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.独自の教育体制」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」という建学の精神を踏

まえ、学則に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする」と明確に定められている。また、各学部・学科の教育目的も学則に簡潔な文章により具体的かつ明確に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、大学の使命・目的及び教育目的並びに各学部・学科の教育目的に反映され、明示されている。

大学としての使命・目的及び教育目的並びに各学部・学科の教育目的は、教育基本法及び学校教育法に適合しており、大学を取巻く社会情勢などの変化に対応するように努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、教授会及び「大学協議会」の審議を経て、理事会で承認されており、役員・教職員の理解と支持を得ている。また、その使命・目的及び教育目的は、大学案内、「Campus Guide (キャンパスガイド)」、ホームページなどに掲載され、学内外のさまざまな行事・催しなどの機会を通して周知するように努めている。

大学の使命・目的及び教育目的は、各学部の三つの方針に反映され、その使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが明確に定められており、その内容が大学案内及びホームページで公表され、オープンキャンパスなどでもその周知に努めている。入学者選抜においては、アドミッションポリシーを反映した選抜試験が、公平かつ妥当な方法によって実施されている。

学生の在籍状況については、過去 3 年間の入学定員が概ね確保され、適切な学生の受入れ数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーが明確に示され、その編成方針に即した体系的な教育課程が編成されている。教授方法の工夫・開発については、習熟度別クラス編成、演習科目における少人数制などを実施するとともに、授業方法の学合い等を通じた FD(Faculty Development)制度が組織として確立され、授業の工夫・開発に努めている。

履修登録単位の上限を適切に設定している。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

進路を見据えた少人数制のクラスを、両学部とも1年次から4年次まで必修で用意し、2年次からの専門演習と併せて、行届いた学修指導ができる体制を構築している。オフィスアワー制度も全学的に実施されており、情報教育においては、学生による技術サポートが行われている。

退学希望者、休学者、留年生に対しては、「進路研究演習（Cナビ）」の主担任と副担任、「専門演習」担当教員が教務課職員・学生支援課職員と協働し、学生相談室・保健管理センター・学生部委員会と連携をとりながらサポートする体制が確立している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業認定等の基準は、学則等に明示され、厳正に適用されている。また、各科目における授業計画及び成績評価基準をシラバスに記載している。

編入学・転学の既修得単位の認定方法は明確で、上限単位数が適切に定められている。

また、少人数の授業を必修で4年にわたり課すことで、卒業に至るまで個々の学生の履修状況を管理している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1年次から4年次までの4年間にわたる必修授業で教育課程内でのキャリア教育を実施しているほか、課外の「Sun18° 塾（学内塾）」の開設など教育課程内外を通し社会的・職業的自立に関する指導の体制が整備され、実施されており、キャリア教育のための支援体制は整備されている。また、学生の就職・進学に対する相談・助言体制として「就職総合支援センター」が設置され、他の組織とも連携して、学生のキャリア形成の支援・就職支援の全学的な拠点となっており、適切に運営している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

単位修得状況などの学修状況、資格取得・就職状況の把握を通して、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。また、授業公開を計画的に実施しているほか、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて、両学部合同の「FD 検討委員会」が兼任教員を含む全ての講義科目で授業評価アンケートを行っており、「進路研究演習運営委員会」では演習科目である「進路研究演習（Cナビ）」の授業評価アンケートを行っているなど、各種アンケート結果を学修指導の改善に向けてフィードバックしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生部委員会と学生支援課を中心に保健管理センター、学生相談室、国際交流センターが連携した体制を整えて、生活支援・経済支援・課外活動支援・健康支援・心的支援などの学生生活の安定のための支援を実施している。また、1年次から4年次の「進路研究演習（Cナビ）」、2年次から4年次の「専門演習」担当教員を通じて、関係部署と連携しながら学生の意見・要望を把握し対応している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学部の専任教員は適切に配置されており、教員の採用・昇任については「宮崎産業経営大学教員選考基準」「宮崎産業経営大学教員審査委員会規程」等を整備して実施されており、専任教員の年齢バランスもとれている。また、教員の評価に関しては、全ての専任教員が「教育職員調書」を作成し、自己点検・評価を行っており、FDを実施し、教員の資質・能力向上に取り組んでいる。教養教育については、「総合教育科目担当者会議」が置かれ、

運営上の責任体制も確立している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎については、設置基準を満たしており、教育研究施設、体育施設、情報施設設備、福利厚生施設等が、適切に整備され、活用されている。図書館等の教育環境を整備し、適切に管理・運営している。また、教育目的達成のため、IT 設備を適切に整備しており、施設・設備の安全性の確保にも配慮している。授業を行う学生数については、教育効果を上げられるよう適切な管理に努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の管理運営に関して、教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守し、「学校法人大淀学園寄附行為」や「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」が整備され、理事会、監事、評議員会の相互チェックによる規律と誠実性を持って運営している。

法人及び大学の使命・目的は、それぞれ「学校法人大淀学園寄附行為」「宮崎産業経営大学学則」に規定され、その使命・目的を達成するため、諸規則にのっとりた教育研究活動及び管理運営に努めており、継続的に運営している。

省エネルギー策などの実施による環境保全や学生及び教職員の安全や人権に配慮した

制度の整備に努め、運営している。

教育情報、財務情報ともに大学のホームページ上で公開されている。特に財務情報については閲覧に供する態勢が整えられ、会報誌「リバティネット」に掲載することにより在学生・保護者に周知されている。

【参考意見】

○危機管理に関するマニュアルが未整備なため、早急に整備することが望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するための法人及び大学の管理運営体制として、「学校法人大淀学園寄附行為」「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」にのっとり、理事会及び常務委員会が置かれている。また、法人運営は理事会を中心として円滑に行われており、管理部門と教学部門の連携と意思統一を図るために常務委員会が設置され、使命・目的の達成に向けた戦略的な意思決定ができる仕組みが整えられている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」第 7 条第 2 項に「学長は、大学の校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する」、同第 3 項に「学長は、大学の教育研究上の責に任ずる」と規定するなど、学長の権限と責任が明確に定められており、大学の意思決定組織として「宮崎産業経営大学学則」に基づき「大学協議会」及び教授会を整備し、適切に運営している。

また、学長が「大学協議会」「入学試験審議会」「就職総合対策本部会議」等の議長となるなど大学の意思決定及び業務執行において学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えて運営している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる

意思決定の円滑化

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人組織の管理部門と大学などの教学部門の連携と意思統一を図るために常務委員会を設け、法人と大学とのコミュニケーションによる意思決定が図られるように体制を整備し、運営されている。また、大学においては、大学協議会を設け、教学部門と大学事務局の連携が保たれている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは、理事会、評議員会及び監事の監査によりその機能性を保っている。

理事長は、理事会、評議員会、常務委員会の議長として法人運営に当たり、学長は大学協議会の議長となって大学運営全般に渡って統括しており、それぞれのリーダーシップを発揮している。また、これらの意思決定機関において審議される事項については、各学部における委員会、教授会、事務連絡会などで報告、審議され、ボトムアップが図られている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行体制は、「学校法人大淀学園事務組織及び事務分掌規程」「宮崎産業経営大学事務組織規程」「宮崎産業経営大学事務分掌規程」に基づき、権限の分散と責任を明確にし、それに必要な職員を配置した組織を整え、適切な管理運営に努めている。

日本私立大学協会等が開催する外部研修会・研究会へ職員を参加させ、また、職員の人事評価制度を設けるなど職員の資質・能力向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

単年度収支の均衡を基本的な前提として、中期的な視点に基づき各年度の事業計画及び収支予算書を作成している。大学の帰属収支差額（事業活動収支差額）は、平成 23(2011)年度以降支出超過となっているが、法人全体としては収入超過となるように努め、収入超過が維持されている。

また、平成 27(2015)年度末現在の財政状態は、借入金がなく、流動比率・前受金保有率・総負債比率・積立率などの貸借対照表比率も良好であり、安定した財務基盤が確立されている。

【参考意見】

○大学の帰属収支差額（事業活動収支差額）が収入超過となるように、中長期財政計画を早急に策定し、努力することが望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人大淀学園経理規程」にのっとり、適正に行われており、疑問点が発生した場合には、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に確認を行い、適切な処理を実行している。

会計監査は、公認会計士による監査と監事による監査が実施されており、また、公認会計士と監事は、連携して監査を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「宮崎産業経営大学学則」第 1 条第 2 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うことに努める。」と規定し、「宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱」を定め、自主的・自律的な自己点検・評価ができる体制を整え、適切に実施している。

また、自己点検・評価の周期は、1 年から 4 年周期で実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 10(1998)年度から、教育研究活動、学生生活、教育・教員組織、進路指導、管理運営などの項目について、自主的に自己点検・評価を行い、報告書を作成し公表している。

「自己点検・評価運営委員会」は、エビデンスに基づき、十分な調査・データ収集により報告書を作成するように努めており、自己点検・評価の結果については、専任教職員と各課へ配付され、学内において共有されている。

また、報告書は大学のホームページに掲載し、社会への公表が行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

全学をあげて自己点検・評価を行っており、全教職員がその結果を生かすべく、日々の大学運営を行っている。

自己点検・評価は周期的に行われており、前回の認証評価の結果をもとにした改善が見受けられる。また、大学の教育研究をはじめ、大学運営の改善・向上につなげるため、評価結果を基準ごとに整理し、学内の関係する各種委員会、各課へ公表・周知を図り、改善・対策に取り組むシステムを構築するよう努めており、一定の PDCA サイクルが機能している。

【参考意見】

○自己点検・評価及び認証評価の結果が大学運営に更に反映されるよう、今後より一層自己点検・評価の結果を生かした PDCA サイクルが機能することに期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的・知的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的・知的資源の社会への提供

A-2 地域社会へのクラブ・サークルを通じた連携と支援活動

A-2-① 地域社会へのクラブ・サークルを通じた連携と支援活動

【概評】

大学施設の開放、公開講座の開催、自治体との社会連携などを通して地域社会に貢献している。とりわけ施設や物的資源の公開・提供については、資格・採用試験、各種学習会、模擬試験、研修会などへの教室の開放、宮崎県クラブバスケット連盟他各種団体のスポーツイベント会場としての体育館の開放、宮崎県サッカー協会主催の講習会、幼稚園の運動会等の会場としてのグラウンド開放など可能な限り十分に行っている。また、人的・知的資源の社会への提供として、公開講座の開設、「社会科学研究所」による取組み、自治体との社会連携事業、免許更新講座の開講、出前授業、高大連携センターによるリレー講義、高大連携授業としての講演、ゼミナールの開講などを行い、積極的に地域に貢献している点において評価できる。

硬式野球、サッカー、新体操など全国的にレベルの高いスポーツ系クラブ・サークルの指導者により、硬式野球部は県内高等学校硬式野球部の監督・指導者に対する「OB 指導者研修会」、サッカー部は子ども向けサッカースクール「WHISTLE.FC」、新体操部は地元における新体操の普及と地域交流を目的とした「NPO 法人舞々会新体操クラブ」などを開催し、地域社会との連携と支援活動を行っている。

カルチャー系クラブ・サークルの活動としては、「もくもく会」の各種マラソン大会、車椅子バスケットボール大会などでのボランティア参加、学生赤十字奉仕団としての献血の呼びかけ、また、「うるま会」の地元の各種祭りや小学校の運動会、特別支援学校などへ沖縄の伝統芸能であるエイサーの公演などによる地域社会への積極的な貢献は素晴らしく、とりわけ、スポーツ系サークルの地域社会活動は、自分たちの練習もある中、その活動が自主的なものである点は高く評価できる。

基準 B. 独自の教育体制

B-1 建学の精神に基づいた社会に求められる人材の育成

B-1-① 学内外のニーズに応じた「Sun18° 塾（学内塾）」の設置・運営

【概評】

建学の精神である「師弟同行のもと実学の精神を尊重する」を実現する施策として、課外において教員と学生がともに学ぶ場である「Sun18° 塾（学内塾）」として、「国家大計塾」「税務会計塾」「教員養成塾」「リーガルマイスター養成塾」「青年実業家養成塾」「ITリーダー塾」などを設置していることは、特色のあるものだと言える。それらは学生の将来の目標や学びの目的に応じて設置されているだけでなく、時代や社会的要請に応じて増設され、平成 26(2014)年に「観光・旅行塾」「医療関連塾」を、平成 27(2015)年には「田園都市デザイン塾」を設置している。また、特に分野を規定せずに、課外の時間に積極的に学びたいという学生の要望に応じて「ボランティア・スタディ塾」も設置し、それぞれの塾に専用の学習室を設置している。これらの塾のうちの多くが講義や「専門演習」と連動した形で開講され、通常の講義との相乗効果が生み出され、成果を挙げている点は評価できる。